

■ 白老町役場庁舎建設基本構想【概要版】 ■

これまでの検討経過

- 平成7年6月議会において「白老町役場庁舎建設基金条例」が制定され、当初、5千万円を基金に積み立て現在に至ります。
- 平成12年12月、役場庁舎の老朽化に対応した施設の改修及び新庁舎の建設について、具体的に検討を行うため「庁舎建設等検討委員会設置要綱」を制定しました。
- その後、町財政の悪化や他の公共施設の建設等により重要政策課題が山積し、具体的な議論が進まなかった状況にあります。
- 平成30年9月6日北海道胆振東部地震が発生し、幸いにも役場庁舎には大きな被害はありませんでした。
- 地震発生後の9月12日に実施した役場庁舎の耐震診断の結果、著しく耐震性が低い数値であることが判明しました。
- 近年、異常気象や自然災害等の発生が多発する現状において、町民の生命や財産を守るべき防災拠点機能を有する役場庁舎の必要性が求められています。
- 令和2年8月24日に庁舎建設等検討委員会設置要綱に基づき、副町長を委員長として検討委員会を立ち上げ、専門部会において基本構想策定に着手しました。

第1章 庁舎の現状と課題

1. 現庁舎の施設概要（本編 P1）

- 昭和30年（日本初の「トランジスタラジオ」が発売された年）に建設された現役場庁舎は、幾度の増築を重ね現在の庁舎規模に至ります。
- 最初に建設された北側庁舎は、すでに65年が経過し老朽化が著しい状況にあります。
- 近年、老朽化に伴い修繕費の増加や改修工事が必要な状況となっております。

2. 現庁舎の老朽化の状況（本編 P2～P4）

- 現庁舎の延床面積3,230㎡のうち約51%（1,506㎡）はすでに耐用年数を超えております。※鉄筋コンクリート造60年、軽量鉄骨造30年
- 令和2年度においては、1階トイレの排水管や屋根からの雨漏りにより張替工事を実施するなど、改修工事費の増加が著しい状況にあります。
- さらに、1階と2階の給排水管の老朽化が著しく、大規模修繕が必要な状況にあります。

3. 現庁舎の耐震性の状況（本編 P4～P5）

- I_s 値とは地震力に対する建物の強度を表し、0.6以上で倒壊する危険性が低いとされております。
- 平成30年9月12日に実施した耐震診断の結果、 I_s 値0.3未満と判定され「倒壊又は崩

壊する危険性が高い」と診断されました。

4. バリアフリー性能の状況（本編 P6）

- 現庁舎の出入り口はフラットな状況ではあるものの、度重なる増築に伴い通路等に段差があるなど利用しにくい施設となっております。
- エレベーターが未設置のため、高齢者や障がい者の方々が2階へ移動するのに大変困難な状況にあります。

5. 防災拠点機能の状況（本編 P6）

- 耐震診断の結果から、平成30年に発生した北海道胆振東部地震と同程度の地震が発生した場合、現庁舎は倒壊する恐れが非常に高く、地震発生後における防災復興拠点として機能を発揮することが困難な状況にあります。

6. 機能分散の状況（本編 P6）

- 現庁舎周辺においては、社会教育施設や総合保健福祉施設など分散されており、転入時や各種届出手続きなど施設間の移動が伴うなど、利用される方にとって大変不便な状況となっております。

7. 新たな庁舎整備の必要性（本編 P7）

- 耐震改修についても検討しましたが業務継続下や老朽化などから困難と判断しました。
- 防災拠点機能の確保など早急な対応が必要な状況にあります。
- まちの拠点機能として町民に親しまれ利便性の高い施設であることが求められます。

第2章 新庁舎建設に向けた基本的な考え方

1. 新庁舎の基本理念（本編 P8～P10）

- 令和2年6月に策定した「第6次総合計画」を最上位計画として、各個別計画との整合性を図りながら、より良い町民サービスの提供と効率的な行政運営を目指し、災害時には町民の安全と財産を守り抜く防災拠点機能の強化を図ることを念頭に整備を検討します。

2. 新庁舎の基本方針（本編 P11）

- 4項目の基本方針を柱として基本計画の策定を進めます。

基本方針	機能
基本方針1 町民の安全安心を支える庁舎	(1) 防災拠点機能 (2) 防犯・セキュリティ機能
基本方針2 町民が利用しやすい庁舎	(3) 窓口機能 (4) 複合的な機能
基本方針3 人や環境にやさしい庁舎	(5) バリアフリー・ユニバーサルデザイン (6) 省エネルギー等の機能
基本方針4 使いやすく効率的な庁舎	(7) 行政事務機能 (8) 議会機能 (9) 維持・管理機能

3. 新庁舎の機能（本編 P12～P18）

○基本方針に対して9項目の機能導入について具体的に検討を進めます。

- (1) 防災拠点機能
- (2) 防犯・セキュリティ機能
- (3) 窓口機能
- (4) 複合的な機能
- (5) バリアフリー・ユニバーサルデザイン機能
- (6) 省エネルギー等の機能
- (7) 行政事務機能
- (8) 議会機能
- (9) 維持・管理機能

4. 公共施設の統合（本編 P18～P21）

○市民の利便性や行政機能の強化を図るため、白老町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の老朽化等を踏まえ関連施設の統合の可能性について検討します。

○公共施設の統合を進める中においては、既存施設のランニングコストの削減についても併せて検討します。

○町立図書館の現状を踏まえ役場庁舎との複合化を検討します。

第3章 新庁舎の想定規模

1. 新庁舎の基本指標（本編 P22）

○令和6年（2024年）の将来目標人口14,800人を基本として、施設規模を想定していきます。

2. 新庁舎へ配置を想定する部署と職員数（本編 P22）

○現組織機構を基本に、公共施設の統合を想定し新庁舎に配置する職員数を221人として想定します。

○議員数は白老町議会会議条例に規定する定数14人として想定します。

3. 新庁舎の規模（本編 P23）

○近年、コンパクトな庁舎が主流となってきたことから、地方債等における算定基準を参考としつつ、北海道内における庁舎整備計画における職員1名あたりの床面積の最小値25㎡を用いて想定いたします。

○新庁舎の建築面積は常勤職員数221人×25㎡＝5,500㎡と想定します。

○新庁舎への統合を検討する図書館の建築面積は1,500㎡と想定します。

○新庁舎の合計建築面積は7,000㎡と想定します。

4. 駐車場の確保（本編 P23～P25）

- 来庁者用駐車場として90台分のスペースを確保します。
- 職員駐車場として全体職員数の6割程度の136台分のスペースを確保します。
- 公用車駐車場として現在所有する台数53台分のスペースを確保します。
- 冬期間の堆雪スペースを含め300台×25㎡=7,500㎡を確保します。

第4章 庁舎の建設位置

1. 新庁舎の位置（本編 P25）

- 地方自治法第4条第2項の規定される趣旨を考慮し、災害時において災害対策本部機能を十分発揮できる場所であることを念頭に置き検討します。
- 建設位置の決定については立地条件等、5項目において総合評価を行い基本計画にて決定いたします。

2. 建設候補地の抽出条件（本編 P25）

- 想定規模の施設整備が可能な敷地面積を確保でき、土地取得等の経費を抑制するため町有地を主体として検討します。

第5章 建設事業計画

1. 事業手法（本編 P26）

- 従来発注方式に加え民間活力を最大限取り入れるPPP方式のメリットやデメリット等を比較し検討を行います。
- 整備手法については、令和3年度に策定する「白老町PPP/PFI手法導入優先的検討指針に基づき比較検討します。
- 地元経済の活性化に寄与する整備手法を検討します。

2. 概算の建設費（本編 P26）

- 北海道内における庁舎整備の平均的な建設費（585千円/㎡）を用いて建設費総額を想定します。

新庁舎の想定面積	平均的な建設費	想定される建設費総額
7,000㎡	585千円/㎡	約40億円

3. 財源確保の見通し（本編 P26）

- 白老町役場庁舎建設基金（令和元年決算額2億1千万円）の活用を検討します。
- 庁舎整備に活用できる起債や交付金等の検討を行います。
- 令和2年度をもって延長が終了する「市町村役場機能緊急保全事業債」のさらなる延長を求め、関係団体と連携して要望活動を行います。

4. 事業スケジュール（本編 P27）

- 町民の方々や議会のご意見を十分にお聞きしながら基本計画の策定を進めます。
- 基本計画において、概算事業費総額（建設費+外構整備+解体費+施設備品等）の算定を進めます。
- 基本構想段階においては、建設着工年度をNとして表示し、基本計画において他の公共施設や財政状況を踏まえ示します。



白老町役場庁舎建設基本構想【概要版】

策 定：令和3年3月26日

発 行：白老町役場庁舎建設等検討委員会

事務局：総務課総務情報G